

静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部を改正する要綱（案）について

1 規則等の案の題名

静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

学校教育法施行令第 8 条

3 改正の趣旨

中山間地の施設一体型小中一貫校である「静岡市立玉川小中学校」の学校・保護者・地域から小規模特認校制度の導入希望があったため改正を予定しています。

4 規則等の案の内容

小規模特認校に「静岡市立玉川小中学校」を追加する改正（案）です。

(1) 小規模特認校制度とは

本市では平成 29 年度より、中山間地の自然豊かな環境で特色ある教育（施設一体型小中一貫教育）を行っている小規模校に市内全域からの就学を認める小規模特認校制度を導入しました。

小規模校の良さを生かした教育環境で「学びたい」という児童・生徒に対して一定の条件のもと、入学・転校を認める制度です。

(2) 小規模特認校の対象となる学校について

中山間地にある施設一体型小中一貫校であって、学校・保護者・地域が小規模特認校制度導入を希望している学校を対象としています。

(3) 現在、小規模特認校制度を導入している学校

- ・ 静岡市立梅ヶ島小中学校
- ・ 静岡市立大河内小中学校
- ・ 静岡市立大川小中学校

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 2 年 12 月下旬